News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成２１年３月２３日

「長期使用製品安全点検・表示制度」における設計標準使用期間を設定するための標準使用条件を日本工業規格（ＪＩＳ）として制定

経済産業省は、設計標準使用期間※１の算出根拠となる標準使用条件を定めたＪＩＳを３月２０日付けで制定致しました。
これらのＪＩＳは、４月１日から施行される、消費生活用製品安全法の改正に伴う「長期使用製品安全点検・表示制度」（平成２１年３月６日プレス発表※２）に用いられるものです。

製品の設計標準使用期間は、一定の使用条件に基づいて設定されることが望ましいことから、その標準使用条件をＪＩＳとして示したものです。
なお、各事業者においては、既に各工業会が策定した基準等に基づき、設計標準使用期間を算出し法施行に向けた表示の準備や実施をしておりますが、順次ＪＩＳを利用した算出に移行していく見込みです。

※１設計標準使用期間について、参考資料を参照。
※２ニュースリリース http://www.meti.go.jp/press/20090306005/20090306005-1.pdf

１．制定した標準使用条件のＪＩＳについて

平成２１年３月２０日に制定したＪＩＳは、「長期使用製品安全点検制度」の対象製品９品目※３、「長期使用製品安全表示制度」の対象製品５品目※４、合計１４品目のうち７品目（ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機、扇風機、換気扇、ルームエアコンディショナ、電気洗濯機、テレビジョン受信機（ブラウン管のもの））の標準使用条件です。設計標準使用期間の算出根拠となる標準使用条件は、製品毎に使用環境、使用条件、使用頻度で構成されます（別紙：ビルトイン式電気食器洗機の標準使用条件のＪＩＳの例を参照のこと）。

JIS C9920-1　ビルトイン式電気食器洗機の設計標準使用期間を設定するための標準使用条件
JIS C9920-2　浴室用電気乾燥機の設計標準使用期間を設定するための標準使用条件
JIS C9921-1　扇風機の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
JIS C9921-2　換気扇の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
JIS C9921-3　ルームエアコンディショナの設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
JIS C9921-4　電気洗濯機の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件
JIS C9921-5　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限る）の設計上の標準使用期間を設定するための標準使用条件

※３　屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用／ＬＰガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用／ＬＰガス用）、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

※４　扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビ

２．その他の対象製品の標準使用条件に関するＪＩＳの制定状況と予定

屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用／ＬＰガス用）と石油給湯機、合計３品目については、給湯に関する標準使用条件として、既に平成２０年６月２０日付けでＪＩＳが制定されています。

JIS S2071　家庭用ガス温水機器・石油温水機器の標準使用条件及び標準加速モード並びにその試験条件

残りの４品目（屋内式ガスふろがま（都市ガス用／ＬＰガス用）、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機）の標準使用条件については、ＪＩＳ原案は作成済みですが、必要な手続きを経て平成２１年７月頃にＪＩＳを制定する予定です。なお、各事業者は、既に工業会が策定した基準等を基に設計標準使用期間を算出し４月１日に向けた表示準備又は実施していますが、ＪＩＳ制定後はＪＩＳに移行していく見込みです。

３．ＪＩＳの閲覧

制定されたＪＩＳは、日本工業標準調査会（ＪＩＳＣ）のホームページ「JIS検索」で閲覧することができます。JIS 番号を入力して検索してください。

http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPS00020.html

<参考>

長期使用製品安全点検・表示制度の詳細については、次の HP を参照してください。

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

（本発表資料のお問い合わせ先）
（制度について）
商務流通グループ製品安全課製品事故対策室長　矢島
担当者： 沓澤、柳原
電話：０３－３５０１－１５１１（内線　４３０１）
０３－３５０１－４７０７（直通）
（JISについて）
産業技術環境局基準認証ユニット環境生活標準化推進室長　相澤
担当者： 後藤、久保山、亀井（テレビジョン受信機以外)
電話：０３－３５０１－１５１１（内線　３４２６）
０３－３５０１－９２８３（直通）

産業技術環境局基準認証ユニット情報電子標準化推進室長　井上
担当者：金枝上　　（テレビジョン受信機）
電話：０３－３５０１－１５１１（内線　３４２８）
０３－３５０１－９２８７（直通）

参考資料

長期使用製品安全点検・表示制度の概要

１．設計標準使用期間とは

標準的な使用条件（温度、湿度等の使用環境、電源電圧、運転負荷、運転時間等の使用条件、運転回数等の使用頻度）の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間であって、科学的に確認又は判断された期間です。

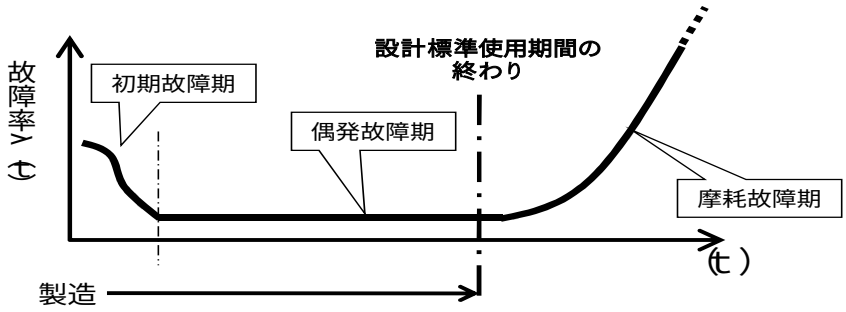

２．製品への表示

設計標準使用期間は、製品の見やすい箇所に読みやすい記載で、容易に消えない又ははく離しない方法で表示されます。

特定保守製品

１．特定製造事業者等名
株式会社ＡＢＣ
○○県○○市○○区○○町＊＊

２．製造年月　20XX年XX月

３．製造番号　XXXX－XXXXXX

４．設計標準使用期間　△△年

５．点検期間　20XX年XX月～ 20XX年XX月

６．問合せ連絡先
株式会社ＡＢＣ　お客様相談センター
0120－XX－XXXX

【製造年】　20XX年
【設計上の標準使用期間】　△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

なお、対象製品に表示されている設計標準使用期間を超えて使用しますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

別　紙

ビルトイン式電気食器洗機の標準使用条件のＪＩＳの例

ビルトイン式電気食器洗機の標準使用条件のＪＩＳは、４人家族を想定して設定しています。

- 想定時間については、１日使用回数は朝昼まとめて１回、夜が１回、合計１日２回を想定しています。１回の使用時間は標準コースの時間です。１年間の使用日数は３６５日を想定しています。
- 環境条件は、日本の平均的な温度条件等を想定しています。
- 負荷条件は、製品毎の標準コースでの使用等を想定しています。

（JIS C9920-1から抜粋）

表 **1**－標準使用条件

環境条件	電圧	単相100 V又は単相200 V	製品の定格電圧による。
	周波数	50 Hz及び／又は60 Hz	
	温度	20 ℃	
	湿度	65 %	
	設置	標準設置	製品の据付説明書による。
負荷条件	食器	標準食器負荷	製品の取扱説明書に記載の負荷
	コース	標準コース	製造事業者が指定する洗浄から乾燥までのコース
	給水圧力	0.03～1.0 MPa	
	給湯・給水[a)]	20^{+40}_{-15} ℃	60 ℃給湯がある。
想定時間	1日使用回数[b)]	2 回	
	1回の使用時間	取扱説明書による。	
	1年間の使用日数	365日	

注記　日本の平均的な温度条件として環境条件の温度 20 ℃，湿度 65 %は，**JIS Z 8703** の試験状態を参考としている。また，ビルトイン式電気食器洗機の運転パターンを標準的な家庭（4 人家族）の使用条件に合わせて設定した。

注 a)　給湯接続（60 ℃）では，電動機の作動時間（洗浄）が短くなるが，給湯接続（60 ℃）で耐久性を確認する製造事業者は，電動機部分については，給水接続（20 ℃）相当分の耐久性を別途確認しているため，給湯・給水温度を 20^{+40}_{-15} ℃とした。また，ビルトイン式電気食器洗機の耐久試験は，洗浄から乾燥までの繰り返しで実施するため，給湯接続，給水接続のいずれにおいても乾燥時間に関しては同等となる。そのため，耐久試験では給湯及び給水も同じ結果となる。

b)　1 日の使用回数を朝及び昼で 1 回，夜を 1 回として 1 日 2 回とした。